

「低所得の妊婦に対する初回産科等受診料支援事業」

守口市では低所得の妊婦さんの経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、妊娠の判定に要する初回の産科等受診料の一部または全部を助成します。

妊娠にあたって経済的な不安を抱えている場合は、まずはこども家庭センターまでご相談ください。

事業開始日

令和5年10月4日

※令和5年4月1日以降の受診分から対象です。

助成対象費用

1 産科等医療機関において実施する妊娠の判定に要する初回の受診費用

助成額

上限10,000円まで

※同一年度につき2回を限度とします。

助成対象者

以下のすべてにあてはまる方

- ・市販の妊娠検査薬で陽性を確認し、産科等医療機関を受診した者
- ・市の区域内に住所を有し、又は居住する者
- ・助成金を申請する日の属する年度に納付すべき市町村民税が非課税となる者のみで構成される世帯に属する者又はこれと同等の所得水準であると認められる者

注意点

助成を受けるにあたっては以下の同意が必要です。

- ・妊婦健康診査を受託する産婦人科医療機関等の関係機関と市が、必要に応じて、妊婦健康診査の受診状況、自身の世帯の状況その他の自身に対する支援に必要な情報を共有すること
- ・市が自身の属する世帯の課税状況を確認すること

申請方法

受診日から6か月以内に、こども家庭センターに必要書類を提出してください。

※令和5年4月1日から令和5年10月4日までに産科等医療機関を受診した方については、令和6年3月31日まで申請が可能です。

申請に必要な書類

- (1) 産科等医療機関の受診費用がわかる領収書及び明細書（氏名、診療年月日、医

療機関名が記載されたもの)

- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 振込先が確認できる書類の写し
- (4) 課税状況が記載された証明書（申請者の属する世帯の課税状況が確認できない場合に限る。）
- (5) (1) から (4) のほか、市が必要と認める書類

問合せ先

こども家庭センター

住所：〒570-0033 守口市大宮通1丁目13番7号 守口市市民保健センター3階

電話：06-6995-7833 (直通)